



税理士 山本 善通 氏

Question

消費税総額表示

消費税の総額表示義務が令和3年4月1日より始まると聞いたのですが、概要と留意点、そして具体的な表示方法について例示して教えて下さい。

Answer

【概要】

令和3年度の税制改正ではありませんが、一般消費者を対象とした消費税の価格表示について、これまで誤認防止措置を条件に税抜価格のみの表示を認めていた特例の期限が到来し、4月1日からは、原則として商品等の価格は消費税等を含んだ総額（税込価格）で表示しなければなりません。

消費税法第63条（抜粋）

事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合（専ら他の事業者課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

（総額表示の意義について）

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた価格を表示することをいいます。

（総額表示の目的）

総額表示の義務付けは、それまで主流であった『税抜価格表示』はレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのかわかりにくく、また、同一の商品・サービスでありながら「税抜表示」のお店と「税込表示」のお店が混在しているため価格の比較がしづらいついたことを踏まえ、事前に、「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにするものであります。

例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します（例示の取引は標準税率10%が適用されるものとして記載しています。）。

11,000円

11,000円（税込）

11,000円（税抜価格10,000円）

11,000円（うち消費税額等1,000円）

11,000円（税抜価格10,000円、消費税額等1,000円）

【ポイント】

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

例えば、「10,000円（税込11,000円）」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

【留意点】

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。

事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりませんので留意して下さい。